

北海道 恵庭市の取り組み

1 移行のねらい

取り組みの背景

◆恵庭市の目指す方向

恵庭市の目指す方向は第6期恵庭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下、6期計画）の基本理念において、「恵庭市に住む高齢者が、ともに支えあい安心して暮らせるよう、日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努め、明るく健やかな地域社会を実現させる」と示されている。

◆総合事業の位置づけ

総合事業の推進は、第6期計画の4つの基本目標の一つに位置付けられ「高齢者が健康でいきいきとした生活をおくり、可能な限り介護や支援を必要としない状態を維持していくための介護予防、健康づくりの充実を図る」としている。

地域の状況（高齢者データ、地域資源データ）

◆高齢者データ

平成27年10月31日現在

総人口	高齢者人口	前期高齢者	後期高齢者	高齢化率
69,035人	17,293人	9,127人	8,166人	25.05%
認定者総数	要支援者数	要介護者数	認定率	介護サービス受給者
2,832人	1,160人	1,672人	16.38%	2,229人

◆介護保険料（第1号被保険者・月額）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
3,100	3,100	3,100	3,000	3,800	4,800

◆地域資源データ（介護保険サービス事業所及び高齢者施設）

地域包括支援センター	居宅介護支援	訪問介護	通所介護	短期入所	特定施設	小規模多機能	グループホーム
3箇所	16事業所	13事業所	定員359人	定員36人	定員100人	登録50人	定員135人
地域密着型特養	特養	老健	療養型施設	有料老人ホーム	ケアハウス	サ高住	
定員87人	定員121人	定員200人	定員60人	定員132人	定員50人	定員137人	

◆地域資源データ（地域活動、非介護保険サービス、その他）

事業主体	名称	活動・事業内容	料金
地域住民	いきいき百歳体操	週1回市内24箇所（27/4）で実施	無料
社会福祉協議会	ボランティアセンター	高齢者施設等にボランティア派遣。延べ1,328人登録（27/8）	無料
社会福祉協議会	ふれあいサロン	週1回市内30箇所（27/10）で開催	無料
NPO法人	おもてなし事業	買物・調理代行、草むしり、など	有料
NPO法人	通所事業（計画）	障がいをもった児童・生徒を対象とした放課後デイの併用を模索（時間帯を調整）	有料
シルバー人材センター	生活支援事業	配食、見守り、買物・通院支援など	有料

2 総合事業への移行に向けたスケジュールと取り組みの概要

スケジュール

【～平成 27 年 12 月末まで】

第6期介護保険事業計画策定(H27.4)

生活支援体制整備に関する部会設置(H27.4)

生活支援体制整備に関する部会開催(H27.11)

NPO による、生活支援サービスへのニーズ調査(H27.12)

【平成 28 年 1 月～移行まで】

移行までのスケジュール作成(H28.1)

提供サービス内容の検討(介護保険事業者、NPO 等と協議)(～H28.10)

介護予防事業の検討(一般、総合事業へ移行)(～H28.10)

生活支援体制・コーディネーター配置の検討(～H28.10)→1層設置(H29.4)

サービス利用の流れ、ケアマネジメントの検討(H28.4～)

介護保険事業者との調整

予算編成(H28.10～11)

市民への周知(H28.11～)

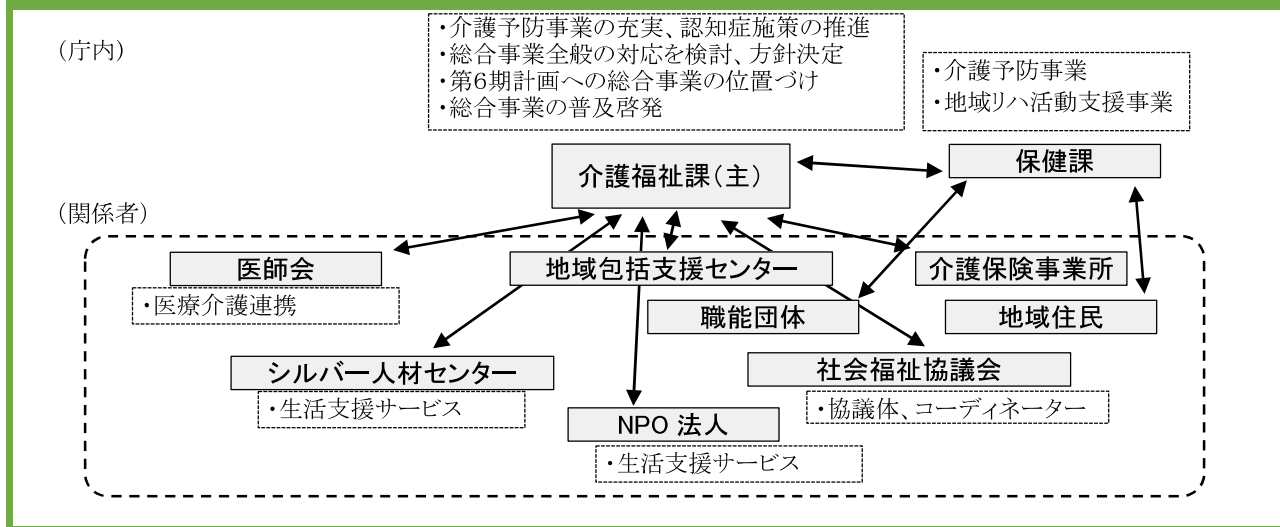
新しい総合事業に移行
(平成 29 年 4 月)

総合事業への移行までの取り組み概要

- ・ 移行までのスケジュールを作成し、提供サービスについて検討
 - 現行相当サービス
 - 基準を緩和したサービスの検討
 - 既実施サービスのうち内容が合致するサービスの洗い出し
 - 協議体、コーディネーター設置後に多様サービスの充実
- ・ 介護予防事業の検討
 - 住民主体の活動等の移行の可能性を検討
 - 一般介護予防事業で実施
- ・ 予算編成
 - 予防給付の実績等踏まえて事業費の推計
- ・ 市民周知
 - 説明会の要否検討
 - 広報誌掲載

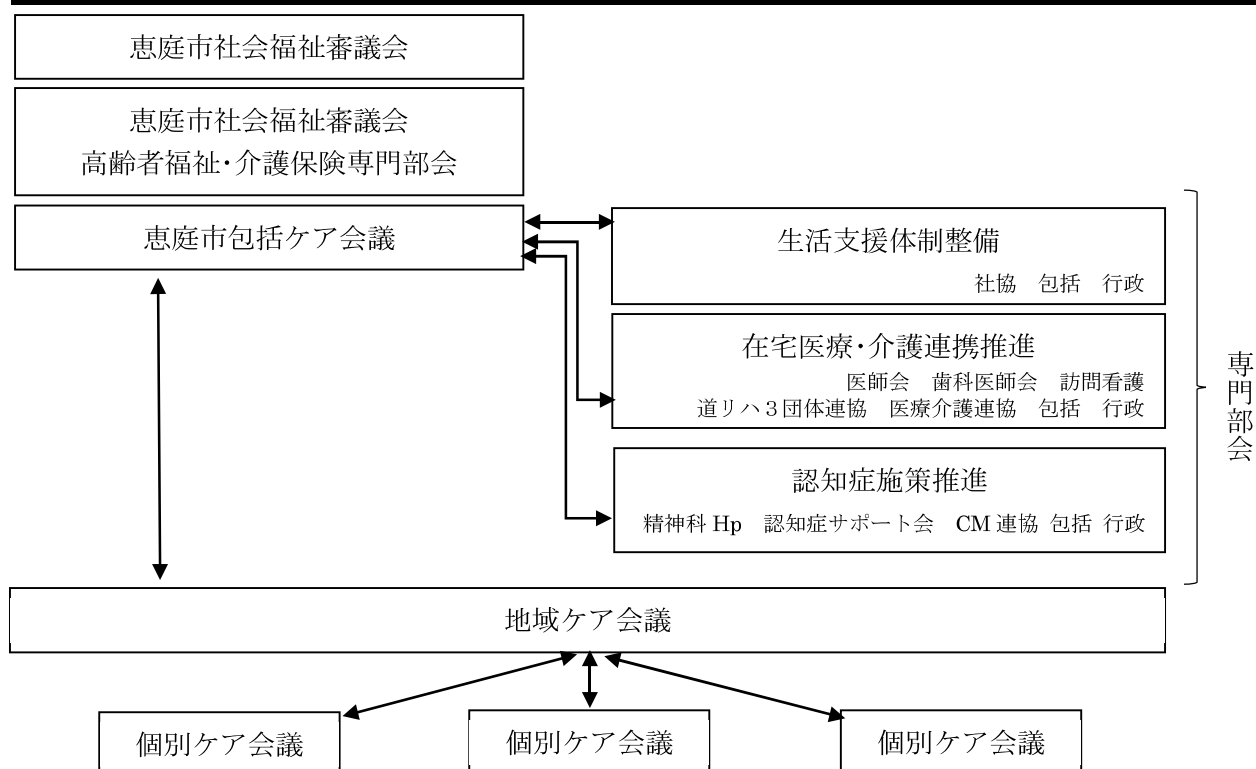
3 移行プロセスにおける主な取り組み

実施体制



主な取り組み内容等

(1) 専門部会の設置



- ・市内の医療機関、介護事業所等で構成される「包括ケア会議」に生活支援体制整備、在宅医療介護連携推進、認知症施策推進に関する専門部会を設け、それぞれ検討できる体制を構築。
- ・包括ケア会議を核として、地域ケア会議から把握された課題等を専門部会で検討できる体制を構築。

4 総合事業の概要(予定)

基準	現行相当	現行相当	多様なサービス(H29 開始検討)
種別	訪問介護	通所介護	通所型サービス B
内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	通所介護同様のサービス	いきいき百歳体操
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ・認知機能低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○既にサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 ○住民主体による支援は提供者と対象者が住民であるため。既存の活動を通所型 B に位置づけるため以下の整理が現時点で必要と考えている ・活動が行政主導にならない留意 ・通所型 B に相当・不相当の判断 ・助成の方法と助成額 など
実施方法	事業者指定	事業者指定	補助(助成)
基準	予防給付の基準を基本	予防給付の基準を基本	個人情報の保護等の最低限の基準
サービス提供者	訪問介護員(訪問介護事業者)	通所介護事業者の従事者	地域住民(ボランティア)
費用			

【1自治体1サービス自慢】～住民主体の通いの場～



平成 19 年度から取り組んできた住民主体のいきいき百歳体操の活動が、少しずつ広がりをみせてきている。現行の一次、二次の介護予防事業の中で進めてきたこの住民主体の地域活動は、総合事業への移行後は、一般介護予防の主軸にするとともに、行政主導にならないよう留意しながら多様なサービスにも位置づけていくことを検討している。

その移行に向けた準備として、平成 28 年度は現行の介護予防の体制において、上記の住民主体のいきいき百歳体操の活動に対して、地域のリハビリテーション職種(PT,OT,ST)による指導を計画している。

移行後はこのリハ職の指導が、一般介護予防事業での地域リハビリテーション活動支援事業に移行していくことを想定して準備にあたっている。

5 取り組みのポイント

1

○「高齢者がいつまでも元気な恵庭市」「高齢者がお互いに支えあう恵庭市」

平成 19 年度より「いきいき百歳体操サポーター養成、及び地域ささえあい地域づくり事業」を開始した。地域展開の開始、継続、サポーター養成、普及啓発を支援して以来、いきいき百歳体操は「主役は住民、行政は黒子」となり徐々に広がり、認知度も上がってきている。実績は平成 21 年度延参加人数 5,361 人（10 箇所実施）、平成 26 年度延参加人数 19,374 人（24 箇所実施）と増加傾向で推移している。

○住民主体の地域づくりによる介護予防活動の推進

平成 28 年度は総合事業移行に向けた準備として、いきいき百歳体操の活動に対し介護予防の取り組みを強化すべく、地域のリハビリテーション専門職種（PT, OT, ST）による指導の実施を計画している。移行後はこのリハ職の指導が、一般介護予防事業での地域リハビリテーション活動支援事業に移行していくことを想定して準備にあたっている。

2

6 今後の課題と展開方針

総合事業全体としての展開方針

恵庭市は、恵庭市に住む高齢者が、ともに支えあい安心して暮らせるよう、日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努め、明るく健やかな地域社会を実現させることを基本理念とし、総合事業を絡め展開していく。体制構築に向け、まず平成 29 年 4 月に協議体・コーディネーター（第 1 層）を設置する。ここで関係事業者や団体間の連携体制づくりを推進。この協議体から地域ニーズとサービスのマッチングや地域に不足するサービスの創出、サービスを提供できる体制づくりを進める。平成 30 年 4 月協議体・コーディネーター（第 2 層）を設置するとともに、住民主体の活動と地域資源が連動するサービスを開始し総合事業を展開していく。恵庭市は、協議体が支柱となって地域のニーズ、実情、資源を踏まえながら総合事業のオーダーメイドを進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう展開し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努める。

【個別の課題と展開方針】

◎既に住民主体の活動として広まっている「いきいき百歳体操」を総合事業としてどう扱うか

平成 27 年度の活動拠点の目標は市内 27 箇所。総合事業となることで事業運営や管理等の事務が発生するほか、要支援者の受け入れなど既存の活動状況に影響を及ぼす懸念もある。現在、各活動拠点の意向を把握するためアンケート調査やヒアリングを実施しており、各拠点の意向や方針を確認したうえで、総合事業に対応可能な拠点については、平成 29 年 4 月より開始する方向で調整していく。

◎個別ケア会議の実施状況と課題について

3 箇所の地域包括ケアセンターがそれぞれ個別ケア会議を実施しており、市職員のほか介護サービス事業所職員、社会福祉協議会、民生委員が参加し、支援の困難な事例検討、地域が抱える課題の把握及び共有、並びに支援策の検討を行っている。個別課題解決に資する一方、ネットワーク構築や地域課題の発見、地域づくり、資源開発、政策形成といった地域ケア会議への一連の流れを作り出すまでには至っていない。今後は地域課題を適切に取捨選択し、いかに地域ケア会議で取り上げ、地域包括ケアを推進していくかが課題となっている。